

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)	現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文		編章節条	条文	
第1章	総則	第1章	総則	第1章	総則
第1条	適用	第1条	第1条	第1条	適用
1	関係法令等に定めがある場合は、この用地測量等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によるものとする。	1	この用地調査等業務共通仕様書(以下「仕様書」という。)は、国土交通省九州地方整備局の所掌する国の直轄事業(官庁宮務部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。))に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務(以下「用地調査等業務」という。)を請負に付する場合の業務の内容その他必要とする事項を定めるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。	1	関係法令等に定めがある場合は、この用地測量等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によるものとする。
2	この共通仕様書は、鹿児島県の発注する公共事業に必要な土地等の測量、調査(以下「用地測量等」という。)を請負に付する場合の業務の内容その他必要とする事項を定めるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。	2	業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難しいとき又はこれらに記載のない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。	2	この共通仕様書は、鹿児島県の発注する公共事業に必要な土地等の測量、調査(以下「用地測量等」という。)を請負に付する場合の業務の内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
3	業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書の記載の内容により難しいとき又はこれらに記載のない事項については、この仕様書とは別に監督職員が指示する特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。	3	用地補償総合技術業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。	3	業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書の記載の内容により難しいとき又はこれらに記載のない事項については、この仕様書とは別に監督職員が指示する特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
4	測量設計業務及び地質・土質調査等に関連する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。	4	用地補償総合技術業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。	4	測量設計業務及び地質・土質調査等に関連する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。
第2条	用語の定義 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めたとおりとする。	第2条	用語の定義 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めたとおりとする。	第2条	用語の定義 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めたとおりとする。
				1	「関係法令等」とは、測量法、建築基準法、不動産の鑑定評価に関する法律、建築士法、技術士法、公認会計士法、税理士法、中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令、不動産登記法、破産法、墓地、埋葬等に関する法律、国有財産法、地価公示法、国土利用計画法施行令、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、消費税法、地方税法、国土立地法、土地収用法等をいう。
1	「発注者」とは、契約当事者をいう。	一	「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。	2	「発注者」とは、契約当事者をいう。
2	「受注者」とは、用地測量等の作業実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。	二	「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。	3	「受注者」とは、用地測量等の作業実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。
3	「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、監督員を総称していう。	三	「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。	6	「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議の職務等を行う者で、総括監督員、監督員を総称していう。
4	「総括監督員」とは、統括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。	四	「総括監督員」とは、統括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。)に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに用地測量等業務のとりまとめを行う者をいう。		
		五	「主任監督員」とは、主任監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議(重要なもの及び輕易なものを除く。)の処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との調整(重要なものを除く。)の処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。		
5	「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で輕易なものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査(重要なものを除く。)を行う者をいう。また、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。	六	「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で輕易なものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査(重要なものを除く。)を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。		
6	「検査職員」とは、用地測量等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	七	「検査職員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	7	「検査職員」とは、用地測量等の作業完了の確認にあたって、契約書第8条第2項に基づき検査を実施する者をいう。
7	「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	八	「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。		
		九	「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	8	「主任技術者」とは、この用地測量等の主たる補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、又は用地測量等の主たる補償業務に関する補償業務管理士(社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づき、補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、読解者が発注者に届け出た者をいう。
8	「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第6条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	十	「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。		
9	「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。			9	「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
10	「契約書」とは、鹿児島県契約規則第28条に基づいて作成された書類(約款を含む。)をいう。	十一	「契約書」とは、「九州地方整備局用地関係業務請負基準」(平成13年4月1日付け国九整達第16号)別記様式1用地調査等業務請負契約書をいう。	10	「契約書」とは、鹿児島県契約規則第28条に基づいて作成された書類(約款を含む。)をいう。
11	「設計図書」とは、仕様書、図面、質問回答書をいう。			11	「設計図書」とは、仕様書、図面、質問回答書をいう。
12	「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)をいう。	十二	「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	12	「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)をいう。

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)	現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文		編章節条	条文	
13	「共通仕様書」とは、各用地測量作業に共通する技術上の指示事項を定める本図書のことをいう。		13	「共通仕様書」とは、各用地測量作業に共通する技術上の指示事項を定める本図書のことをいう。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
14	「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。	十三「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。	15	「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	【更新】国(R7)仕様書を参考 県事業対象なし
		十四「数量総表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。			県事業対象なし
		十五「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するものの書類をいう。	14	「質問回答書」とは、入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書類をいう。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
15	「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書類をいう。	十六「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書類をいう。	16	「指示」とは、発注者側の発議により監督職員が請負者に対し、用地測量等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に請負者に対し、修補等を求めることをいい、書面により行うものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
16	「指示」とは、監督職員が受注者に対し、用地測量等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。	十七「指示」とは、監督職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。	17	「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
17	「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。	十八「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	18	「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	【更新】国(R7)仕様書を参考
18	「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地測量等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	十九「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	19	「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量作業の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	【更新】国(R7)仕様書を参考
19	「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地測量等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。	二十「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	20	「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
20	「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。		21	「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量作業の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
21	「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地測量等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。		22	「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
22	「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。		23	「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
23	「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。		24	「協議」とは、書面により契約図面の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
24	「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。	二十一「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。			
		二十二「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。			
25	「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地測量等業務の完了を確認することをいう。	二十三「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。			【追加】国(R7)仕様書を参考
26	「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。	二十四「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。			【追加】国(R7)仕様書を参考
27	「協力者」とは、受注者が用地測量等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。	二十五「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。			【追加】国(R7)仕様書を参考
28	「調査区域」とは、用地測量等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。	二十六「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。	4	「調査区域」とは、用地測量等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。	【更新】国(R7)仕様書を参考
29	「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。	二十七「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。	5	「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。	【存置】国(R7)仕様書を参考
30	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。		25	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
(1)	緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。		(1)	緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
(2)	電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。		(2)	電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
31	「報告」とは、請負者が用地測量等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。		26	「報告」とは、請負者が用地測量等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
32	「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所(調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局(支局、出張所を含む。))等での調査をいう。	二十八「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所(調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局(支局、出張所を含む。))等での調査をいう。	27	「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所(調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局(支局、出張所を含む。))等での調査をいう。	【存置】国(R7)仕様書を参考
33	「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。	二十九「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。	28	「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。	【存置】国(R7)仕様書を参考
34	「基準」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和39年2月12日告示第130号)をいう。	三十「基準」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準(平成13年1月6日国土交通省訓令第76号)をいう。	29	「基準」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和39年2月12日告示第130号)をいう。	【存置】国(R7)仕様書を参考
35	「基準細則」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準の細則(昭和39年12月12日土木部長通知)をいう。		30	「基準細則」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準の細則(昭和39年12月12日土木部長通知)をいう。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
		三十一「運用方針」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針(平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知)をいう。			
		三十二「成果物の点検・調整確認」とは、用地調査点検等技術業務共通仕様書(案)第32条に規定する作業をいう。			
第3条	基本的処理方針	第3条			【追加】国(R7)仕様書を参考
	受注者は、用地測量等を実施する場合(次項に掲げる場合を除く。)において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。	1			【追加】国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)	現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文		編章節条	条文	
		2 受注者は、国土交通省の直轄の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等(以下「事業損失」という。)に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領(昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知)その他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。			
第4条	監督職員	第4条	監督職員	第7条	【存置】 国(R7)仕様書を参考
	監督職員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等(以下「指示等」という。)の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。		監督職員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等(以下「指示等」という。)の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。	1 発注者は、用地測量等の作業における監督員を定め、受注者に通知するものとする。総括監督員を定めたとき、監督職員を変更したときも同様とする。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
				2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。	【削除】
				3 監督職員の権限は、契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち契約担当者が必要と認めて監督職員に委託したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限とする。	【削除】
			(1)	発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は主任技術者に対する業務に関する指示	【削除】
			(2)	契約書及び設計図書の記載の内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答	【削除】
			(3)	契約の履行に関する受注者又は主任技術者との協議	【削除】
			(4)	業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査	【削除】
			4	発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書に基づく契約担当者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。	【削除】
			5	監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。	【削除】
			6	書面に定める書類の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。	【削除】
第5条	主任技術者	第5条	主任担当者	第8条	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
1	受注者は、用地測量等の作業における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。	1	受注者は、用地調査等業務における主任担当者を定め、契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を含む。)以内に発注者に通知しなければならない。	1 受注者は、用地測量等の作業における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
2	主任技術者は、用地測量等の履行にあたり測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された者であり日本語に堪能でなければならない。	2	主任担当者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士(一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。	2 主任技術者は、用地測量等の履行にあたり測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された者であり日本語に堪能でなければならない。	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
3	主任技術者は契約図書等に基づき、用地測量等の作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。	3	受注者が主任担当者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、主任担当者に對して指示等を行うは取り支えのとする。	3 主任技術者は契約図書等に基づき、用地測量等の作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
4	主任技術者は、監督職員が指示する関連のある用地測量等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。	4	主任担当者は、第3章から第17章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することを含む。以下同じ。)を行わなければならない。 なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任担当者の資格及び氏名の記載を行うものとする。	4 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある用地測量等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
		5	主任担当者は、第6条第5項の規定に基づき提出された、照査結果報告書(様式第26号)の確認を行った後に、照査結果報告書を監督職員に提出するものとする。		
		6	主任担当者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とすることとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。		
		第6条	照査技術者		
		1	受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知しなければならない。		

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)	現行(平成24年版)		改定理由						
編章節条	条文		編章節条	条文							
		2		受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。							
		3		照査技術者は、発注者が「主任担当者」と同等の知識及び能力を有する者と認めなければならない。							
		4		照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。							
		5		照査技術者は、照査結果を照査結果報告書(様式第22号)としてとりまとめ、照査技術者の書において記名の上、主任担当者に提出するものとする。							
		6		照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。							
第6条	業務従事者及び担当技術者	第7条	業務従事者及び担当技術者		【追加】国(R7)仕様書を参考						
1	受注者は、用地測量等の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、その業務内容によって、下記に定める資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者を充てなければならない。	1	受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、その業務内容によって、表1の各号に定める資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者を充てなければならない。		【追加】国(R7)仕様書を参考						
	<table><tr><th>業務内容</th><th>資格</th></tr><tr><td>権利調査</td><td>一 補償業務管理士(土地調査部門) 二 公共用地取得実務経験者(国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する業務の経験が10年以上有する者をいう。)</td></tr><tr><td>用地測量</td><td>測量法(昭和24年法律第188号)第48条に規定する測量士又は測量士補</td></tr></table>	業務内容	資格	権利調査	一 補償業務管理士(土地調査部門) 二 公共用地取得実務経験者(国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する業務の経験が10年以上有する者をいう。)	用地測量	測量法(昭和24年法律第188号)第48条に規定する測量士又は測量士補				【追加】国(R7)仕様書を参考
業務内容	資格										
権利調査	一 補償業務管理士(土地調査部門) 二 公共用地取得実務経験者(国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する業務の経験が10年以上有する者をいう。)										
用地測量	測量法(昭和24年法律第188号)第48条に規定する測量士又は測量士補										
2	受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、その氏名必要な事項を監督職員に提出するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。	2	受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に担当技術者通知書(様式第20号)により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。		【追加】国(R7)仕様書を参考						
		3	担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。								
第7条	再委託	第8条	再委託	第32条	再委託						
1	契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地測量等における総合的企画、業務遂行管理、調査等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。	1	契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。	1	受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。また、次の各号に掲げる主たる部分については、受注者はこれを再委託することはできない。						
2	契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。	2	契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。	(1)	用地測量等作業における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断						
3	受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。	3	受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。	2	受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。						
		4	会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として請負代金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを認めることができないと発注者が認めたときはこの限りではない。	3	受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。						
4	受注者は、用地測量等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地測量等業務を実施しなければならない。	5	受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。	4	受注者は、用地測量等作業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地測量等作業の実施について適切な指導、管理のもとに用地測量等作業を実施しなければならない。						
	なお、協力者は、鹿児島県土木部の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。		なお、協力者は、国土交通省九州地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省九州地方整備局の指名停止期間中であってはならない。		なお、協力者は、鹿児島県土木部の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。						
第8条	用地測量等の区分	第9条	用地調査等業務の区分								
1	この仕様書によって履行する用地測量等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。	1	この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。								
(1)	用地測量は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。	一	用地測量は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。								
		二	建物は、表2により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する(第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。) 表2 建物区分								
		三	工作物は、表3により機械設備、生産設備、附属工作物、庭園及び墳墓に区分する。 表3 工作物区分								
(2)	立竹木は、別表により庭木等、用材材、薪炭材、収穫樹、竹林、苗木(植木畑)及びその他の立木に区分する。 別表 立竹木区分	四	立竹木は、表4により庭木等、用材材、薪炭材、収穫樹、竹林、苗木(植木畑)及びその他の立木に区分する。 表4 立竹木区分								
第2章	用地測量等の基本的処理方針	第2章	用地調査等業務の基本的処理方針	第2章	用地測量等の基本的処理方針						

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
		第1節	用地調査等業務の実施手段			
第9条	施行上の義務及び心得	第10条	施行上の義務及び心得	第11条	施行上の義務及び心得	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、用地測量等の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。	1	受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。		受注者は、用地測量等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(1)	自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。	一	自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。	(1)	自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	用地測量等で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。	二	用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。	(2)	用地測量等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他人に漏らしてはならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(3)	用地測量等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。	三	用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。	(3)	用地測量等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。	【存置】国(R7)仕様書を参考
	また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。		また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。		また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(4)	権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。	四	権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。	(4)	権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第10条	業務の着手	第11条	業務の着手	第3条	業務の着手	【存置】国(R7)仕様書を参考
	受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(休日等を除く。)以内に用地測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が用地測量等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。		受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(休日等を除く。)以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任担当者が用地調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。		受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量作業の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第11条	書類提出	第12条	書類提出	第9条	提出書類	【更新】国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。	1	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。	1	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。	【更新】国(R7)仕様書を参考
2	受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。	2	受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。	2	受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。	【存置】国(R7)仕様書を参考
3	受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする。)	3	受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする。)	3	受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き11日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
4	受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。	4	受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。			【追加】国(R7)仕様書を参考
5	前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。	5	前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。		また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
6	前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	6	前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。			【追加】国(R7)仕様書を参考
第12条	打合せ等	第13条	打合せ等	第10条	打合せ等	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	用地測量等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。	1	用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任担当者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿(様式第26号)に記録し、相互に確認しなければならない。	1	用地測量等の作業を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
	なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。		なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
2	用地測量等の作業着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。	2	用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任担当者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。	2	用地測量等の作業着手時及び特記仕様書で定める測量作業の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
3	主任技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。	3	主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。	3	主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
4	監督職員及び受注者は、「ワンダーレスボンス」に努めるものとする。	4	監督職員及び受注者は、「ワンダーレスボンス」に努めるものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
	なお、「ワンダーレスボンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることという。		なお、「ワンダーレスボンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることという。			【追加】国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
第13条	現地踏査	第14条	現地踏査	第12条	現地踏査	【存置】国(R7)仕様書を参考
	受注者は、用地測量等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。		受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。		受注者は、用地測量等の着手に先立ち、調査区域の現地調査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第14条	作業計画の策定	第15条	作業計画の策定	第13条	作業計画の策定	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に、仕様書等及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督職員に提出しなければならない。	1	受注者は、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督職員に提出しなければならない。	1	受注者は、用地測量等の着手に当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとし、契約締結後14日以内に作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
2	前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。 なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第33条、第34条、第35条及び第37条に関する事項も含めるものとする。	2	前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。 なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条及び第34条に関する事項も含めるものとする。	2	作業計画書には、下記事項を記載するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(1)	作業概要	一	業務概要	(1)	作業概要	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	作業方針	二	実施方針	(2)	作業方針	【存置】国(R7)仕様書を参考
(3)	作業工程	三	業務工程	(3)	作業編成	【更新】国(R7)仕様書を参考
(4)	作業組織計画	四	業務組織計画	(4)	作業実施計画表	【更新】国(R7)仕様書を参考
(5)	打合せ計画	五	打合せ計画	(5)	主要な機器	【更新】国(R7)仕様書を参考
(6)	成果物の内容、部数	六	成果物の品質を確保するための計画	(6)	作業の方法	【削除】
(7)	使用する主な図書及び基準	七	成果物の内容、部数	(7)	作業員名簿	【更新】国(R7)仕様書を参考
(8)	連絡体制(緊急時を含む)	八	使用する主な図書及び基準	(8)	その他	【更新】国(R7)仕様書を参考
(9)	使用する主な機器	九	連絡体制(緊急時を含む。)			【追加】国(R7)仕様書を参考
		十	使用する主な機器			【追加】国(R7)仕様書を参考
(10)	その他	十一	仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画			【存置】県事業対象なし
		十二	その他			【追加】国(R7)仕様書を参考
3	受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。	3	受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。	3	受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。	【存置】国(R7)仕様書を参考
4	受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。	4	受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。	4	監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な作業計画に係る資料を提出しなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第15条	監督職員の指示等	第16条	監督職員の指示等			【追加】国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、用地測量等業務の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせてうえで、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。	1	受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせてうえで、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
2	受注者は、用地測量等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。	2	受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
		3	監督職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票(様式第23号)(以下「指示票」という。)により行うものとする。			【存置】
		4	受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書(様式第24号)により行うものとする。			【存置】
		5	第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書(様式第25号)により行うものとする。			【存置】
第16条	貸与品等	第17条	貸与品等	第16条	資料等の貸与及び返却	【更新】国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、用地測量等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。	1	受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。	1	受注者は、用地測量等を実施するに当たり必要な図面その他の資料等を使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
2	登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。	2	登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。	2	登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
3	貸与資料等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、資料等の引き渡しは、「貸与物品引渡通知書」(様式第14-2号)により行うものとする。	3	貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、「貸与品等引渡通知書(様式第1号)」により行うものとする。	3	貸与資料等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、資料等の引き渡しは、「貸与物品引渡通知書」(様式第5号の2)により行うものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
4	受注者は、前項の資料等を受領したときは、「貸与物品受領書」(様式第14-3号)を監督職員に提出するものとする。	4	受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書(様式第2号)を監督職員に提出するものとする。	4	受注者は、前項の資料等を受領したときは、「貸与物品受領書」(様式第5号の3)を監督職員に提出するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
5	受注者は、用地測量等が完了したときは、完了の日から3日以内に資料を返納するとともに「貸与物品返納書」(様式第14-4号)を監督職員に提出するものとする。	5	受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書(様式第3号)及び貸与品等返納書(様式第4号)を監督職員に提出するものとする。	5	受注者は、用地測量等が完了したときは、完了の日から3日以内に資料を返納するとともに「貸与物品返納書」(様式第5号の4)を監督職員に提出するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
6	受注者は、貸与された図書及びその他関係資料等を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。			6	受注者は、貸与された図書及びその他関係資料等を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
7	受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については復写してはならない。			7	受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については復写してはならない。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
第17条	地元関係者との交渉等			第17条	地元関係者との交渉等	【存置】現行(H24)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)	現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文		編章節条	条文	
1	地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。		1	地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
2	受注者は、用地測量等の作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じた場合には、努めなければならない。		2	受注者は、用地測量等の作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じた場合には、努めなければならない。	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
3	受注者は、設計図書のとおり、あるいは監督職員の指示により受注者が行つべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。		3	受注者は、設計図書のとおり、あるいは監督職員の指示により受注者が行つべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を文書にし、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	【更新】 現行(H24)仕様書を参考
4	受注者は、用地測量等の作業の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を用地測量等の条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。		4	受注者は、用地測量等の作業の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を用地測量等の条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
5	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した設計図書を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。		5	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した設計図書を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
第18条	立入り及び立会い	第18条	立入り及び立会		【更新】 国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、用地測量等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。	1	受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。		【存置】 国(R7)仕様書を参考
2	受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。	2	受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。		【更新】 国(R7)仕様書を参考
3	受注者は、用地測量等を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。	3	受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。		【更新】 国(R7)仕様書を参考
第19条	障害物の伐除	第19条	障害物の伐除		【存置】 国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、用地測量等を行うため障害物を伐除しなければ作業が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。	1	受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。		【更新】 国(R7)仕様書を参考
2	監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第16号)を監督職員に提出するものとする。	2	監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第5号)を監督職員に提出するものとする。		【更新】 国(R7)仕様書を参考
第20条	身分証明書の携帯	第20条	身分証明書の携帯		【更新】 国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、用地測量等の着手に当たり、あらかじめ用地測量等に従事する者(以下「主任技術者等」といふ。)の身分証明書交付願(様式第13～1号)を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地測量等の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。	1	受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任担当者(以下「用地調査等業務に従事する者(以下「主任担当者等」といふ。)の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書(様式第21号)の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。		【更新】 国(R7)仕様書を参考
2	用地測量等に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。	2	主任担当者等は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。		【更新】 国(R7)仕様書を参考
3	受注者は、用地測量等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納(様式第13～2号)しなければならない。	3	受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。		【更新】 国(R7)仕様書を参考
		第21条	算定資料		【削除】 算定資料
			受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行ふものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により定めるものとする。		【削除】
第21条	監督職員への進捗状況の報告	第22条	監督職員への進捗状況の報告		【追加】 国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告書(様式第6号)を作成し、監督職員に提出しなければならない。		【追加】 国(R7)仕様書を参考
2	受注者は、監督職員から用地測量等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。	2	受注者は、監督職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。		【追加】 国(R7)仕様書を参考
第22条	成果物の提出等	第23条	受注者は、前項の進捗状況の報告に主任担当者を立ち会わせるものとする。 成果物の一部提出等		【更新】 国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、用地測量等の作業が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。				【更新】 現行(H24)仕様書を参考
2	受注者は、用地測量等の実施期間中であっても、監督職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。	1	受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。		【更新】 国(R7)仕様書を参考
3	監督職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任担当者及び監督職員の求めに応じて照会技術者を立ち会わせるものとする。	2	監督職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任担当者及び監督職員の求めに応じて照会技術者を立ち会わせるものとする。		【更新】 国(R7)仕様書を参考
		3	受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調整確認を実施するものとしたものについては、監督職員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。		
4	受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。				【更新】 現行(H24)仕様書を参考
第23条	成果物	第24条	成果物		【更新】 国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
1	受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。	1	受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。		受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(1)	用地測量等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。	一	用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。	(1)	用地測量等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	表紙には、契約件名、年度(又は履行期限の年月)、箇所名(地区名)、発注者及び受注者の名称を記載する。	二	表紙には、契約件名、年度(又は履行期限の年月)、箇所名(地区名)、発注者及び受注者の名称を記載する。	(2)	表紙には、契約件名、年度(又は履行期限の年月)、箇所名(地区名)、発注者及び請負者の名称を記載する。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(3)	目次及びページを付す。	三	目次及びページを付す。	(3)	目次及び頁を付す。	【更新】国(R7)仕様書を参考
				(4)	容易に取り外すことが可能な方法により編集する。	【削除】追加
2	受注者は、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」(以下「電子納品ガイドライン等」という。))に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「電子納品ガイドライン等」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。	2	前項の規定に係わらず、第3章「権利調査」及び第4章「用地測量」に係る業務の成果物については、別途定める「測量成果電子納品要領」により納付することを原則とし、必要な事項を監督職員と協議するものとする。			
3	本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。	3	本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。	(5)	本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。	【存置】国(R7)仕様書を参考
4	提出する成果物は、別記1「成果品一覧表」に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は土地調査は2部、その他は正副各1部とする。	4	提出する成果物は、別記1「成果物一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は別記1「成果物一覧表」に掲げる部数とする。	(6)	提出する成果品は、別記1「成果品一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品とし、部数は土地調査及び物件調査は2部、その他は正副各1部とする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第24条	検査	第25条	検査	第24条	検査	【存置】国(R7)仕様書を参考
	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出しなければならない。	1	受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち会わせるものとする。	1	受注者は、契約書第8条第1項の規定に基づき、委託業務完成届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出しなければならない。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
	発注者は、用地測量等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。	2	受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。	2	発注者は、用地測量等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
	検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。			3	検査員は、主任技術者の立合の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(1)	用地測量等成果物の検査			(1)	用地測量等作業成果品の検査	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(2)	用地測量等管理状況の検査			(2)	用地測量等作業管理状況の検査	【更新】現行(H24)仕様書を参考
	用地測量等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。				用地測量作業の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
	なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品ガイドライン等」を参考にするものとする。					【追加】測量業務共通仕様書(鹿児島県R7)を参考
第25条	修補	第26条	修補	第25条	修補	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、修補は速やかに行わなければならない。	1	受注者は、修補は速やかに行わなければならない。	2	受注者は、修補の指示があったときは速やかに行わなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
2	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。	2	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。	1	検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
3	検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。	3	検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。	3	検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
4	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	4	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
第26条	条件変更等	第27条	条件変更等	第26条	条件変更	【更新】国(R7)仕様書を参考
1	契約書第18条第1項(5)に規定する「予期することができない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。	1	契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することができない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。	1	受注者は、業務を行うに当たり、次の各号の一到該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
				(1)	図面、仕様書、質問回答書が一致しないこと	【削除】
				(2)	設計図書に誤謬又は脱漏があること	【削除】
				(3)	設計図書の表示が明確でないこと	【削除】
				(4)	履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること	【削除】
				(5)	設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態(天災等(公共土木施設災害復旧事業査定方針第3第1項に掲げるものをいう。))不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。)が生じたこと	【削除】
				2	発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項にあげる事実を発見したときは、受注者の立ち会いの上、直ちに調査を行うものとする。ただし、受注者が立ち会いに応じない場合には、受注者の立ち会いを得ずに行うことができる。	【削除】
				3	発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。	【削除】

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
2	監督職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示票によるものとする。	2	監督職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示票によるものとする。	4	前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行うものとし、その指示を行う場合は、指示書によるものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第27条	契約変更			第27条	契約変更	【存置】現行(H24)仕様書を参考
1	発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地測量等業務委託契約の変更を行うものとする。			1	発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地測量等業務委託契約の変更を行うものとする。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
(1)	用地測量等の内容の変更により契約金額に変更を生じる場合			(1)	委託料に変更を生じる場合	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(2)	履行期間の変更を行う場合			(2)	履行期間の変更を行う場合	【存置】現行(H24)仕様書を参考
(3)	発注者又は監督職員と受注者が協議し、用地測量等施行上必要があると認められる場合			(3)	発注者と受注者が協議し、用地測量等作業履行上必要があると認められる場合	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(4)	契約書第19条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合			(4)	委託料の変更に代える用地測量作業内容の変更を行った場合	【更新】現行(H24)仕様書を参考
2	発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。			2	受注者は前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(1)	契約書第18条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項			(1)	第26条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(2)	用地測量等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項			(2)	用地測量等作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(3)	その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項			(3)	その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項	【存置】現行(H24)仕様書を参考
第28条	履行期間の変更			第28条	履行期間の変更	【存置】現行(H24)仕様書を参考
1	発注者は、受注者に対して用地測量等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。			1	発注者は、受注者に対して用地測量作業等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
2	発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地測量等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。					【追加】測量業務共通仕様書(鹿児島県R7)を参考
3	受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。					【追加】測量業務共通仕様書(鹿児島県R7)を参考
4	契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。			2	受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
第29条	一時中止			第29条	一時中止	【存置】現行(H24)仕様書を参考
1	契約書第20条の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。))による測量業務の中断については、契約書第27条(臨機の措置)により、受注者は適切に対応しなければならない。			1	契約書第4条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができるものとする。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(1)	第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合			(1)	第三者の土地への立入り了解が得られない場合	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(2)	関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不適当と認めた場合			(2)	関連する他の作業の進ちよくが遅れたため、測量作業の続行を不適当と認めた場合	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(3)	環境問題等の発生により測量業務の続行が不適当又は不可能となった場合			(3)	環境問題等の発生により測量作業の続行が不適当又は不可能となった場合	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(4)	天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合			(4)	天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(5)	第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のために必要であると認められた場合			(5)	第三者及びその財産、請負者、使用人並びに監督員の安全確保のために必要であると認められた場合	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(6)	前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合			(6)	前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合	【存置】現行(H24)仕様書を参考
2	発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。					【追加】測量業務共通仕様書(鹿児島県R7)を参考
3	前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。			2	前項の場合において、受注者は測量作業の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。	【更新】現行(H24)仕様書を参考
第30条	発注者の賠償責任			第30条	発注者の賠償責任	【存置】現行(H24)仕様書を参考
	発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。				発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。	【存置】現行(H24)仕様書を参考
(1)	契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合			(1)	契約書第4条に規定する一般的損害、契約書第7条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合	【更新】現行(H24)仕様書を参考
(2)	発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合			(2)	発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合	【存置】現行(H24)仕様書を参考
第31条	受注者の賠償責任等			第31条	受注者の賠償責任	【更新】現行(H24)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。				受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。	【更新】 現行(H24)仕様書を参考
(1)	契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合			(1)	契約書第4条に規定する一般的損害、契約書第7条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合	【更新】 現行(H24)仕様書を参考
(2)	契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合			(2)	契約書第9条に規定する戦戦責任に係る損害	【更新】 現行(H24)仕様書を参考
(3)	受注者の責により損害が生じた場合			(3)	受注者の責により損害が生じた場合	【存置】 現行(H24)仕様書を参考
		第28条	成果物の点検・調製確認対象業務の対応			
		1	受注者は、第23条第3項で仮提出した成果物の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。			
		2	受注者は、仮提出した成果物の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかにこれに応ずるものとする。			
		3	受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があるとき認めるときは、これを修補するものとする。			
第32条	守秘義務	第29条	守秘義務	第34条	守秘義務	【存置】 国(R7)仕様書を参考
	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。		受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。			【追加】 国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、当該業務の結果(業務実施の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。	1	受注者は、当該業務の結果(業務実施の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。	1	受注者は、契約書第17条の規定により、用地測量等作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
				2	受注者は、成果品の発表に際して、第33条第1項の承諾を受けた場合にはこの限りでない。	【削除】
2	受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第14条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。	2	受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。			【追加】 国(R7)仕様書を参考
3	受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。	3	受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。			【追加】 国(R7)仕様書を参考
4	当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。	4	当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。			【追加】 国(R7)仕様書を参考
5	受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破壊を確実に行わなければならない。	5	受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破壊を確実に行わなければならない。			【追加】 国(R7)仕様書を参考
6	受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。	6	受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。			【追加】 国(R7)仕様書を参考
第33条	個人情報の取扱い	第30条	個人情報の取扱い			【追加】 国(R7)仕様書を参考
	受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地測量等実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。		受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。			【追加】 国(R7)仕様書を参考
第34条	安全等の確保	第31条	安全等の確保	第35条	安全等の確保	【存置】 国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に際しては、用地測量等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。	1	受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。	1	受注者は、用地測量等作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のために努めなければならない。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
2	受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地測量等の実施中の安全を確保しなければならない。	2	受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。	2	受注者は、必要がある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、用地測量等作業中の安全を確保しなければならない。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
3	受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。	3	受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任担当者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。	3	受注者は、用地測量等作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
4	受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。	4	受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。	4	受注者は、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
5	受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。	5	受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。	5	受注者は、用地測量作業の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
一	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	一	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	(1)	用地測量等作業に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に伴い必要な措置を講じなければならない。	【削除】
二	受注者は、カウチン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。	二	受注者は、カウチン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。	(2)	受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
6	受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。	6	受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。	(3)	受注者は、カウチン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	【更新】 国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
7	受注者は、屋外で行う用地測量等の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。	7	受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。	7	受注者は、用地測量等作業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
8	受注者は、屋外で行う用地測量等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。	8	受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。	8	受注者は、用地測量等作業中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第35条	行政情報流出防止対策の強化	第32条	行政情報流出防止対策の強化			【追加】国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、用地測量等の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第14条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。	1	受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第15条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
2	受注者は、用地測量等の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。	2	受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。			【追加】国(R7)仕様書を参考
第36条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	第33条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置			【追加】国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。	1	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
2	受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。	2	受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。			【追加】国(R7)仕様書を参考
3	前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。	3	前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。			【追加】国(R7)仕様書を参考
4	暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。	4	暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。			【追加】国(R7)仕様書を参考
第37条	保険加入の義務	第34条	保険加入の義務			【追加】国(R7)仕様書を参考
1	受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1	受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。			【追加】国(R7)仕様書を参考
2	受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。	2	受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。			【追加】国(R7)仕様書を参考
		第2節	数量等の処理			【存置】国(R7)仕様書を参考
第38条	用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い	第35条	用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い	第36条	用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	用地測量の面積計算は、原則として、座標法及び座標値に基づく数値三斜法によるものとする。	1	用地測量の面積計算は、原則として、座標法及び座標値に基づく数値三斜法によるものとする。	1	用地面積の面積計算は、原則として座標法によるものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
2	用地測量に係る計算数値の取扱は、座標法、数値三斜法による場合の計算の表示単位と桁数については、次のとおり端数は切り捨てるものとする。	2	用地測量に係る計算数値の取扱は、座標法、数値三斜法による場合の計算の表示単位と桁数については、次のとおり端数は切り捨てるものとする。	2	用地測量に係る計算数値の取り扱い、は、座標法による場合の計算の表示単位と桁数については、次のとおり端数は切り捨てるものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
一	座標法による場合	一	座標法による場合			【追加】国(R7)仕様書を参考
①	長さ m単位 小数点以下3桁	①	長さ m単位 小数点以下3桁	(1)	長さ m単位 小数点以下3桁	【更新】国(R7)仕様書を参考
②	面積 m ² 単位 小数点以下6桁	②	面積 m ² 単位 小数点以下6桁	(2)	面積 m ² 単位 小数点以下6桁	【更新】国(R7)仕様書を参考
二	数値三斜法による場合	二	数値三斜法による場合			【追加】国(R7)仕様書を参考
①	底辺及び垂線長 m単位 小数点以下3桁	①	底辺及び垂線長 m単位 小数点以下3桁			【追加】国(R7)仕様書を参考
②	境界辺長 m単位 小数点以下3桁	②	境界辺長 m単位 小数点以下3桁			【追加】国(R7)仕様書を参考
③	面積及び合計 m ² 単位 小数点以下6桁	③	面積及び合計 m ² 単位 小数点以下6桁			【追加】国(R7)仕様書を参考
④	面積 m ² 単位 小数点以下6桁	④	面積 m ² 単位 小数点以下6桁			【追加】国(R7)仕様書を参考
3	土地の面積は、平方メートルを単位として定め、原則として1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。	3	土地の面積は、平方メートルを単位として定め、原則として1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。	3	土地の面積は、平方メートルを単位として定め、原則として1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
4	前項の判断は、監督職員の指示によるものとする。	4	前項の判断は、監督職員の指示によるものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
第39条	建物等の計測	第36条	建物等の計測	第37条	建物等の計測	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。	1	建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。	1	建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
2	建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。	2	建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。	2	建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
3	建物等の構造材、仕上材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。	3	建物等の構造材、仕上材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。	3	建物等の構造材、仕上材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。	【存置】国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
	ただし、通常メートル又はセンチメートルが単位として使用されているものについては、その例によるものとする。		ただし、通常メートル又はセンチメートルが単位として使用されているものについては、その例によるものとする。		ただし、通常メートル又はセンチメートルが単位として使用されているものについては、その例によるものとする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
4	立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。	4	立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。	4	立竹木の計測の単位は、次の各号によるものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
一	幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。	一	幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。	(1)	根本周囲、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
二	樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。	二	樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。	(2)	枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
三	地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。	三	地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。	5	芝類、地被類、ツル性類等が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第40条	図面等に表示する数値及び面積計算	第37条	図面等に表示する数値及び面積計算	第38条	図面に表示する数値及び面積計算	【更新】国(R7)仕様書を参考
1	建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。	1	建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。	1	建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
2	建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。	2	建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。	2	建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
3	建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。	3	建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。	3	建物等の延べ面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
4	1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。	4	1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。	4	1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
		第38条	計算数値の取扱い			
		1	建物等の補償額算定に必要なとなる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。			
		2	構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。			
		一	数量計算の集計は、補償額算定調査に計上する項目ごとに行う。			
		二	前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。			
		三	前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。			
		第39条	補償額算定調査に計上する数値			
		一	補償額算定調査に計上する数値(面積に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第36条による計測値を基に算出した数値となる。			
		二	建物の延べ床面積は、第37条第3号で算出した数値とする。			
		三	工作物等の長さ等の数量は、第36条第1項で計測したメートルを単位とした小数点以下第2位(センチメートル)までとする。ただし、配水管等で小数点以下第2位までの計測が困難なものについては、小数点以下第1位までとすることができるものとする。			
		三	構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。			
		第40条	補償額の端数処理			
			建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。			
		一	補償単価及び資材単価等は、次による。			
		イ	100円未満のとき、1円未満切り捨て			
		ロ	100円以上10,000円未満のとき、10円未満切り捨て			
		ハ	10,000円以上のとき、100円未満切り捨て			
		二	共通仮設費及び諸経費にあっては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。			
第41条	環境改善の実施					【追加】県独自 【追加】県独自
	業務の実施にあたっては、「環境改善実施要領(業務編)」(令和6年2月26日鹿児島県思案定)に基づき、受益者相互に協力し、取り組むものとする。					
第3章	権利調査	第3章	権利調査	第3章	権利調査	【存置】国(R7)仕様書を参考
		第1節	調査			【存置】国(R7)仕様書を参考
第42条	権利調査	第41条	権利調査	第39条	権利調査	【存置】国(R7)仕様書を参考
	権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿籍の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関し、調査することという。		権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿籍の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関する調査することという。		権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿籍の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関する調査することという。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第43条	地図の転写	第42条	地図の転写	第40条	地図の転写	【存置】国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
	地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)を次の各号に定める方法により行うものとする。		地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)を次の各号に定める方法により行うものとする。		地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)を次の各号に定める方法により行うものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(1)	転写した地図には、地図の着色に従って着色する。	一	転写した地図には、地図の着色に従って着色する。	(1)	転写した地図には、地図の着色に従って着色する。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)及び地番を記載する。	二	転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)及び地番を記載する。	(2)	転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)及び地番を記載する。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(3)	転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。	三	転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。	(3)	転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。	【存置】国(R7)仕様書を参考
第44条	土地の登記記録の調査	第43条	土地の登記記録の調査	第41条	土地の登記記録の調査	【存置】国(R7)仕様書を参考
	土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。		土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。		土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(1)	土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号	一	土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号	(1)	土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	地目及び地積	二	地目及び地積	(2)	地目及び地積	【存置】国(R7)仕様書を参考
(3)	登記名義人の氏名等及び住所等	三	登記名義人の氏名等及び住所等	(3)	登記名義人の氏名等及び住所等	【存置】国(R7)仕様書を参考
(4)	共有土地については、共有者の持分	四	共有土地については、共有者の持分	(4)	共有土地については、共有者の持分	【存置】国(R7)仕様書を参考
(5)	土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間	五	土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間	(5)	土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間	【存置】国(R7)仕様書を参考
(6)	仮登記等があるときは、その内容	六	仮登記等があるときは、その内容	(6)	仮登記等があるときは、その内容	【存置】国(R7)仕様書を参考
(7)	仮差し押さえ、仮処分、質戻し等の特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるもの					【追加】現行(H24)仕様書を参考
(8)	その他必要と認める事項	七	その他必要と認める事項	(7)	その他必要と認める事項	【存置】国(R7)仕様書を参考
				(8)	仮差し押さえ、仮処分、質戻し等の特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるもの	【削除】
第45条	建物の登記記録の調査	第44条	建物の登記記録の調査	第42条	建物の登記記録の調査	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	建物の登記記録の調査は、第42条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。	1	建物の登記記録の調査は、第42条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。	1	建物の登記記録の調査は、第40条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(1)	建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け	一	建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け	(1)	建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	登記名義人の氏名等及び住所等	二	登記名義人の氏名等及び住所等	(2)	登記名義人の氏名等及び住所等	【存置】国(R7)仕様書を参考
(3)	共有建物については、共有者の持分	三	共有建物については、共有者の持分	(3)	共有建物については、共有者の持分	【存置】国(R7)仕様書を参考
(4)	建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間	四	建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間	(4)	建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間	【更新】国(R7)仕様書を参考
(5)	仮登記等があるときは、その内容	五	仮登記等があるときは、その内容	(5)	仮登記等があるときは、その内容	【存置】国(R7)仕様書を参考
(6)	仮差し押さえ、仮処分、質戻し等の特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるもの					【追加】国(R7)仕様書を参考
(7)	その他必要と認める事項	六	その他必要と認める事項	(6)	その他必要と認める事項	【存置】国(R7)仕様書を参考
				(7)	仮差し押さえ、仮処分、質戻し等の特約その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるもの	【削除】
2	その他の登記簿については、前項に準じて必要と認められる事項の調査を行うものとする。	2	その他の登記簿については、前項に準じて必要と認められる事項の調査を行うものとする。	2	その他の登記簿については、前項に準じて必要と認められる事項の調査を行うものとする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
第46条	権利者の確認調査	第45条	権利者の確認調査	第43条	権利者の確認調査	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。	1	権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。	1	権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(1)	戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等	一	戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等	(1)	戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	商業登記簿、法人登記簿等	二	商業登記簿、法人登記簿等	(2)	商業登記簿、法人登記簿等	【存置】国(R7)仕様書を参考
2	権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。	2	権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。	2	権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(1)	権利者の氏名、住所及び生年月日	一	権利者の氏名、住所及び生年月日	(1)	権利者の氏名、住所及び生年月日	【更新】国(R7)仕様書を参考
(2)	権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。	二	権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。	(2)	権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(3)	権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所	三	権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所	(3)	権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所	【存置】国(R7)仕様書を参考
(4)	権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所	四	権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所	(4)	権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所	【存置】国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
3	権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。	3	権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。	3	権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(1)	法人の名称及び主たる事務所の所在地	一	法人の名称及び主たる事務所の所在地	(1)	法人の名称及び主たる事務所の所在地	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	法人を代表する者の氏名及び住所	二	法人を代表する者の氏名及び住所	(2)	法人を代表する者の氏名及び住所	【存置】国(R7)仕様書を参考
(3)	法人が破産法(平成16年法律第75号)による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所	三	法人が破産法(平成16年法律第75号)による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所	(3)	法人が破産法(平成16年法律第75号)による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所	【更新】国(R7)仕様書を参考
4	前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。	4	前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。	4	前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に固定資産税課税台帳等の調査を行うものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第47条	墓地管理者等の調査	第46条	墓地管理者等の調査			【追加】国(R7)仕様書を参考
	墓地管理者等の調査は、改葬の補償及び祭料調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第48号土地・建設産業局総務課長通知(以下「改葬及び祭料要領」という。))により行うものとする。		墓地管理者等の調査は、改葬の補償及び祭料調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第48号土地・建設産業局総務課長通知(以下「改葬及び祭料要領」という。))により行うものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
第48条	土地利用履歴等の調査	第47条	土地利用履歴等の調査			【追加】国(R7)仕様書を参考
	土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の要否を判定するため、土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領(平成24年3月30日付け国土用第53号土地・建設産業局地価調査課長通知(以下「土地利用履歴等調査要領」という。))により行うものとする。		土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の要否を判定するため、土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領(平成24年3月30日付け国土用第53号土地・建設産業局地価調査課長通知(以下「土地利用履歴等調査要領」という。))により行うものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
		第2節	調査書等の作成			【存置】国(R7)仕様書を参考
第49条	転写連続図の作成	第48条	転写連続図の作成	第44条	転写連続地図の作成	【更新】国(R7)仕様書を参考
	転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図(この地図を「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。		転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図(この地図を「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。		転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図(この地図を「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線	一	工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線	1	工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線	【存置】国(R7)仕様書を参考
2	第44条(3)で調査した登記名義人の氏名等	二	第43条第三号で調査した登記名義人の氏名等	2	第41条第3項で調査した登記名義人の氏名等	【更新】国(R7)仕様書を参考
3	管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名	三	管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名	3	管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名	【存置】国(R7)仕様書を参考
第50条	調査書の作成	第49条	調査書の作成	第45条	調査書の作成	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	第44条から第46条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第18-1号、第18-2号)、土地調査表(様式第18-3号)、建物の登記記録調査表(様式第19-1号、第19-2号)及び権利者調査表(様式第19-3号、第19-4号)に所定の事項を記載するものとする。	1	第43条から第45条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第7号の1、第7号の2)、土地調査表(様式第8号)、建物の登記記録調査表(様式第9号の1、第9号の2)及び権利者調査表(様式第10号の1、第10号の2)に所定の事項を記載するものとする。	1	第39条から第44条までに調査した事項については、「土地の登記記録調査表」(様式第15号の1)、「土地調査表」(様式第15号の2)、「建物調査表」(様式第16号の1)、「建物の登記記録調査表」(様式第16号の2)及び「権利者調査表」(様式第16号の3、第18号の4)に所定の事項を記載するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
2	第45条第2項に掲げるその他の登記簿を調査した事項については、「建物登記簿調査表」に準じて必要事項を記載した調査表を適宜作成するものとする。	2	第44条第2項に掲げるその他の登記簿を調査した事項については、「建物登記簿調査表」に準じて必要事項を記載した調査表を適宜作成するものとする。	2	第42条第2項に掲げるその他の登記簿を調査した事項については、「建物登記簿調査表」に準じて必要事項を記載した調査票を適宜作成するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
3	前2項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。	3	前2項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。	3	各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
4	墓地管理者等の調査表は、第45条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。	4	墓地管理者等の調査表は、第46条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
5	土地利用履歴等の調査表は、第47条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。	5	土地利用履歴等の調査表は、第47条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
第4章	用地測量	第4章	用地測量	第4章	用地測量	【存置】国(R7)仕様書を参考
		第1節	境界確認			【存置】国(R7)仕様書を参考
第51条	公共用地境界の打合せ	第50条	公共用地境界の打合せ	第46条	公共用地境界の打合せ	【存置】国(R7)仕様書を参考
	受注者は、測量区域内に国有財産法(昭和23年法律第73条)第9条の規定に基づき部局長が管理する国有財産が存在するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存在するときは、公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。		調査区域内に国有財産法(昭和23年法律第73条)第9条及び国土交通省所管国有財産取扱規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第61号)第4条第1項の規定に基づき、部局長が管理する国土交通省所管国有財産が存在するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存在するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。		受注者は、測量区域内に国有財産法(昭和23年法律第73条)第9条の規定に基づき部局長が管理する国有財産が存在するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存在するときは、公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。	【存置】国(R7)仕様書を参考
第52条	資料の作成及び立会い	第51条	資料の作成及び立会い	第47条	資料の作成及び立会い	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。	1	前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。	1	受注者は、前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
	公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。	2	部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。	2	受注者は、公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
	前条の打合せの結果、第49条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第56条第2項に準じた同意を取りつ	3	前条の打合せの結果、第48条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第55条第2項に準じた同意を取りつ	3	受注者は、前条の打合せの結果、第44条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に、必要に応じて公共用地に隣接する土地所有者から第50条第2項に準じた同意を取りつ	【更新】国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
第53条	境界確定後の図書の作成	第52条	境界確定後の図書の作成	第48条	境界確定後の図面の作成	【更新】国(R7)仕様書を参考
	前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。		前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。		受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行わなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第54条	立会い準備	第53条	立会い準備			【追加】国(R7)仕様書を参考
1	調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第44条から第47条までの調査結果を基に作成するものとする。	1	調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第43条から第46条までの調査結果を基に作成するものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
2	前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。	2	前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。			【追加】国(R7)仕様書を参考
第55条	境界立会いの画地及び範囲	第54条	境界立会いの画地及び範囲	第49条	境界立会いの画地及び範囲	【存置】国(R7)仕様書を参考
	境界立会いの画地及び範囲は、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達)第68条及び第69条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。		境界立会いの画地及び範囲は、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達)第68条及び第69条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。		受注者は、測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会を行わなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
				(1)	1筆を範囲とする画地	【削除】
				(2)	1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地	【削除】
				(3)	1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況の地目ごとの画地。この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。	【削除】
				(4)	一面地であって、土地に付属するあぜ、みぞ、その他これらに類するものが存するときは、一面地に含まれるものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。	【削除】
第56条	境界立会い	第55条	境界立会い	第50条	境界立会い	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。	1	前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。	1	受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(1)	境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。	一	境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。	(1)	境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。	二	境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。	(2)	境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。	【存置】国(R7)仕様書を参考
(3)	前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鈎(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置するものとする。	三	前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鈎(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置するものとする。	(3)	前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鈎(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置するものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(4)	前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。	四	前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。	(4)	前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
2	前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から「土地境界立会確認書(立会証明書)」(様式第20号)に確認のための署名押印を求めるものとする。	2	前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界確認書(様式第11号)に確認のための署名押印を求めるものとする。	2	受注者は、前項の境界点立会いが完了したときには、関連する権利者全員から「土地境界立会確認書(立会証明書)」(様式第17号)に確認のための署名押印を求めなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
3	第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。	3	第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。	3	受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
(1)	関連する権利者全員の同意が得られないもの	一	関連する権利者全員の同意が得られないもの	(1)	関連する権利者全員の同意が得られないもの	【存置】国(R7)仕様書を参考
(2)	関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの	二	関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの	(2)	関連する権利者が立会いを拒否したもの	【更新】国(R7)仕様書を参考
(3)	必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき	三	必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき	(3)	必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から請求されたとき	【更新】国(R7)仕様書を参考
第57条	用地測量の基準点	第56条	用地測量の基準点	第51条	用地測量の基準点	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果(基準点網図、測点座標値等)を基に検測して使用するものとする。	1	用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果(基準点網図、測点座標値等)を基に検測して使用するものとする。	1	受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果(基準点網図、測点座標値等)を基に検測して使用しなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
2	前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議するものとする。	2	前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議するものとする。	2	受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには、監督職員と協議しなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
3	第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けるものとする。	3	第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けるものとする。	3	受注者は、第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。	【更新】国(R7)仕様書を参考
第58条	境界測量	第57条	境界測量	第52条	境界測量	【存置】国(R7)仕様書を参考
1	各境界点の測量を行うに当たっては、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。	1	各境界点の測量を行うに当たっては、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。	1	受注者は、各境界点の測量を行うときには、4級以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。なお、境界点の観測は、次表により行うものとする。	【更新】国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)		現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文			編章節条	条文	
					表	【削除】
				2	前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。	【削除】
				3	座標値等の計算における結果の表示単位等は、原則として、次表のとおりとする。	【削除】
				4	第1項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測を行わなければならない。	【削除】
2	各境界点等は、連番を付するものとする。	2	各境界点等は、連番を付するものとする。	5	各境界点等は、連番を付するものとする。	【存置】 国(R7)仕様書を参考
第59条	用地境界仮杭の設置	第58条	用地境界仮杭の設置	第55条	用地境界仮杭の設置	【存置】 国(R7)仕様書を参考
1	境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。	1	境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。	1	受注者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときに監督職員が指示した場合は、測量の成果等に基づきトランシットを使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
(1)	原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。	一	原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。	(1)	原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
(2)	用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋲(頭部径15mm)等のものとする。	二	用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋲(頭部径15mm)等のものとする。	(2)	用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋲(頭部径15mm)等のものとする。	【存置】 国(R7)仕様書を参考
(3)	用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。	三	用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。	(3)	用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色するものとする。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
2	前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。	2	前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。	2	受注者は、前項の用地境界仮杭が建物等で支障となつて、設置が困難なときには、その事由を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、監督職員の指示を受けた後、用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
		第3節	面積計算の範囲			【存置】 国(R7)仕様書を参考
第60条	面積計算の範囲	第59条	面積計算の範囲	第58条	面積計算	【更新】 国(R7)仕様書を参考
	面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。		面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。		面積計算の範囲は、第49条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
(1)	画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線(以下「用地取得線」という。)の内に存するときは、その画地面積	一	画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線(以下「用地取得線」という。)の内に存するときは、その画地面積	(1)	画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線(以下「用地取得線」という。)の内に存するときは、その画地面積	【更新】 国(R7)仕様書を参考
(2)	画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地(残地)の面積	二	画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地(残地)の面積	(2)	画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地面積	【更新】 国(R7)仕様書を参考
(3)	前各号によらない場合については、監督職員の指示による。	三	前各号によらない場合については、監督職員の指示による。	(3)	前項の場合において、残地部分は原則として面積計算を行うものとする。	【更新】 国(R7)仕様書を参考
		四	土地の面積の端数処理は、「九州地方整備局用地事務取扱細則」(平成13年4月2日国九整規第1号)による。			
				第59条	用地実測図等の作成	【削除】
					受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行わなければならない。	【削除】
				(1)	用地実測図原図は、境界・現況測量により得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を別項の図面作成要領により表示し記入する。ただし、これにより難い場合及び記号表示されていない事項の表示にあたっては、監督職員の指示を受けるものとする。	【削除】
				ア	基準点及び境界点(官民、所有権、借地、地上権等境界点)及び境界線	【削除】
				イ	面積計算表	【削除】
				ロ	各筆の地番・地目、土地所有者及び借地人等氏名	【削除】
				ハ	境界辺長	【削除】
				ニ	隣接地の地番	【削除】
				ホ	用地の敷	【削除】
				ヘ	借地借主(利)借地の敷	【削除】
				セ	用地取得線	【削除】
				ソ	図面の名称、方位、縮尺、測量完成年月日、測量計画、作業機関名称	【削除】
				タ	図面に示した境界線	【削除】
				チ	木杭及び端杭点の位置	【削除】
				リ	現況地目	【削除】
				ニ	道路名、水路名	【削除】
				ホ	建物及び工作物	【削除】
				セ	画地及び残地の面積	【削除】
				ソ	その他	【削除】
				タ	(2) 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を墨トレースをする。	【削除】
				(3)	用地平面図の表題は、別項「図面作成要領」により作成する。	【削除】
		第4節	用地実測図等の作成			【存置】 国(R7)仕様書を参考
第61条	用地実測図等の作成	第60条	用地実測図等の作成			【追加】 国(R7)仕様書を参考
1	用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。	1	用地実測図等の作成に当たっては、国土交通省公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。			【追加】 国(R7)仕様書を参考

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)	現行(平成24年版)	改定理由
編章節条	条文		編章節条	条文
一	用地実測図原図は、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。	一	用地実測図原図は、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。	【追加】国(R7)仕様書を参考
(1)	土地の測量に従事した者の氏名	(1)	土地の測量に従事した者の氏名	【追加】国(R7)仕様書を参考
(2)	道路名及び水路名	(2)	道路名及び水路名	【追加】国(R7)仕様書を参考
(3)	建物及び工作物	(3)	建物及び工作物	【追加】国(R7)仕様書を参考
二	用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。	二	用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。	【追加】国(R7)仕様書を参考
三	用地平面図の表題は、別項「図面作成要領」により作成する。	三	用地平面図の表題は、別記3「実測平面図作成要領」(2)用地平面図表題様式により作成する。	【追加】国(R7)仕様書を参考
2	受注者は、取得し又は使用する土地が一筆の土地の一部であるため分筆又は面積の更正を必要とする場合は、下記に基づき土地調査添付図、土地の所在を表す図面及び土地実地調査書を作成するものとする。	2	受注者は、取得し又は使用する土地が一筆の土地の一部であるため分筆又は面積の更正を必要とする場合は、別記4「土地調査添付図等作成要領」に基づき土地調査添付図、土地の所在を表す図面及び土地実地調査書を作成するものとする。	【追加】国(R7)仕様書を参考
	(土地調査添付図)			【追加】
(1)	土地調査添付図は、共通仕様書第60条及び第61条第1項に規定の面積計算表及び用地実測平面図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。			【追加】
(2)	土地調査添付図は、不動産登記規則に規定の様式に準じて、JIS規格B列4判の強靱な用紙を用いて作成すること。			【追加】
(3)	土地調査添付図は、別に監督職員の指示による場合を除き土地実測平面図と同様の縮尺により作成すること。			【追加】
(4)	土地調査添付図には、方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載すること。			【追加】
(5)	残地についての求積も行うこと。			【追加】
(6)	土地調査添付図には、土地の筆界に境界標があるときはこれを記載すること。この境界標を表示するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標種類を記載すること。			【追加】
(7)	土地調査添付図には、土地の筆界に境界標がないときはその土地の位置関係を明らかにするため適宜の境界点について、恒久的地物(幅杭を含む。)からの距離、角度その他監督職員の指示する事項を記載すること。			【追加】
(8)	土地調査添付図は、0.2ミリメートルないし0.3ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。			【追加】
	(土地の所在を表す図面)			【追加】
(1)	土地の所在を表す図面は、共通仕様書第49条の地図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し1部を作成すること。			【追加】
(2)	土地所在図は、不動産登記規則に規定の様式に準じて、JIS規格B列4判の強靱な用紙を用いて作成すること。			【追加】
(3)	土地の所在を表す図面には、形状及び隣地の地番を記載すること。			【追加】
(4)	土地の所在を表す図面は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。			【追加】
	(土地実地調査書)			【追加】
(1)	土地実地調査書は、原則として1筆ごとに正本1部及び写し1部を作成すること。ただし、同一地権者で隣接する土地の場合は複数筆をまとめて作成することもできる。			【追加】
(2)	土地実地調査書は、管轄法務局指定の様式により作成するものとし、作成方法は監督職員の指示によるものとする。			【追加】
(3)	画像情報は、全景や接近画像などにより、筆界・分筆線・基準点・引照点などが確認できるように作成すること。			【追加】
第62条	関係官公庁への手続き等	第59条 第61条	関係官公庁への手続き等	【存置】 【存置】 【更新】
1	受注者は、用地測量等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、用地測量等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。	1	受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。	1 受注者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2	受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。	2	受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。	2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。
		3	受注者は、測量法第14条(実施の公示)、第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第23条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第37条(公共測量の表示等)、第40条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、国土交通省公共測量作業規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。	【存置】
			第4条	作業の実施 この仕様書によって履行する用地測量等は次の各号に定めるところにより行うものとする。 1 用地測量は、鹿児島県公共測量作業規定(平成20年9月9日技管第127号土木部長)、鹿児島県土木部用地事務取扱要領(昭和52年9月14日土木部長)によりおこなうものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。 2 建物及び工作物は、建物移転料算定要領(平成13年3月16日九州地区用地対策連絡会理事会決議)に定めるところによる。
				【削除】 【削除】 【削除】 【削除】

改定案(令和7年版)		参考 国土交通省(令和7年版)	現行(平成24年版)		改定理由
編章節条	条文		編章節条	条文	
			第5条	測量の基準 測量の基準は「鹿児島県公共測量作業規程」第2条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。	【削除】 【削除】
			第6条	設計図書の内容及び点検 1 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。 3 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で追加を給するものとする。	【削除】 【削除】 【削除】
			第14条	作業管理 1 受注者は、作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。 2 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときには、これに応じなければならない。 3 測量現場が隣接し、又は同一現場において別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。 4 受注者は、測量作業に当たり、水陸交通の妨害又は、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。	【削除】 【削除】 【削除】 【削除】
			第33条	成果品の使用等 1 受注者は、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を发表することができる。 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。	【削除】 【削除】 【削除】
			第53条	補助基準点の設置 1 受注者は、境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。 2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置する。なお、観測は次表により行うものとする。	【削除】 【削除】 【削除】
			第54条	復元測量 受注者は、現地において境界点を調査し、不動産登記法第14条地図及び地積測量図等に基づき、境界点を復元する。	【削除】 【削除】 【削除】
			第56条	境界点間測量 1 受注者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて、隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認しなければならない。 2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点(用地境界杭を設置した点)との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次のとおりとする。	【削除】 【削除】 【削除】
			第57条	用地現況測量(建物等) 受注者は、取得等予定地において、土地以外の補償に関わる検討資料等に使用するため、建物、工作物等を測定する作業である。	【削除】 【削除】 【削除】
			第60条	用地丈量データの作成 受注者は、用地丈量データの作成に当たっては、用地丈量データ作成手順書(平成12年4月4日用地対策室長通知)に基づき、用地管理システムのデータ作成を行うものとする。	【削除】 【削除】
第5章	土地調査及び物件調査の作成等	第17章	土地調査及び物件調査の作成等		【追加】 国(R7)仕様書を参考
第62条	土地調査等の作成	第169条	土地調査等の作成	第61条	土地調査の作成等
	受注者は、各章に定める業務の成果物により、土地調査(様式第24号、25号)及び物件調査(様式第19号)を作成するものとする。		受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調査(様式第25号)及び物件調査(様式第26号)を作成するものとする。		【更新】 国(R7)仕様書を参考 【更新】 国(R7)仕様書を参考
			第62条	地積測量図等の作成 受注者は、用地測量の結果、表示・分筆・地積更正・地図訂正の登記を必要とする場合、一筆の土地ごとに地積の測量図を作成しなければならない。なお、分筆する場合において、分製後の各土地に適宜の符号を付す。	【削除】 【削除】
			第63条	公共用地境界確定協議の作成 受注者は、用地測量実施にあたり、里道・水路等の公共用地管理者と境界確定協議を作成するものとする。(公共用地境界確定協議業務フローチャート参照)	【削除】 【削除】
			第5章	検証	【削除】
			第64条	検証 1 受注者は、受託に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証(受注者が、受託に係る業務に成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することという。以下同じ。)を行わなければならない。	【削除】 【削除】

編章節条	改定案(令和7年版) 条文	参考 国土交通省(令和7年版)	編章節条	現行(平成24年版) 条文	改定理由
				2 前項の検証業務は、主任技術者が行うものとし、第23条に定める成果品のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉毎に、その他については、表紙の裏面にその資格及び氏名を記載し、押印するものとする。	【削除】